

議案第38号

沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月2日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「（以下「給料表」という。）は、第18条に規定する職員以外の」を「は、他の給料表の適用を受けない」に改め、同条第3項中「給料表」を「行政職給料表（以下「給料表」という。）」に改める。

第4条第2項中「行政職給料表」を「給料表」に改め、同条第3項中「55歳」の次に「（沼田市技能労務職員の給与に関する規則（令和8年規則第23号）の適用を受ける職員にあっては57歳）」を加え、「行政職給料表」を「給料表」に改める。

第15条第5項中「行政職給料表」を「給料表」に改める。

第19条の見出し中「単純労務者」を「技能労務職員」に改め、同条中「法」を「技能労務職員（法）」に、「者の給与」を「者）の給与の種類及び基準」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（技能労務職員の給与に関する特例措置）

第2条 この条例の施行の日の前日までに、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条の規定による単純な労務に雇用されている者の給与については、なお従前の例による。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される沼田市職員の処遇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第7条（見出しを含む。）中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。

（公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条、第5条、第7条（見出しを含む。）、第14条及び第15条中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改める。